

攝津市議会

# 文教上下水道常任委員会記録

令和7年12月4日

攝津市議会

## 目 次

文教上下水道常任委員会

12月4日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
市長挨拶	
議案第60号所管分の審査	3
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、香川良平委員、西谷知美委員、 松本暁彦委員）	
議案第61号及び議案第62号の審査	10
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、西谷知美委員、松本暁彦委員）	
議案第66号の審査	19
補足説明（こども家庭部長）	
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、西谷知美委員、松本暁彦委員）	
議案第67号の審査	25
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、西谷知美委員）	
議案第69号の審査	27
質疑（宇都宮美男委員、香川良平委員、西谷知美委員）	
議案第70号の審査	29
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、西谷知美委員、松本暁彦委員）	
採決	31
所管事項に関する調査について	32
閉会の宣告	32

## 文教上下水道常任委員会記録

### 1. 会議日時

令和7年12月4日（木）午前9時59分 開会  
午後1時46分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 水谷 肇 副委員長 西谷 知美 員員 宇都宮美男  
委員 谷口治子 委員 香川良平 員員 松本暁彦

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗 教育長 若狭孝太郎 教育総務部長 安田 信吾  
こども家庭部長 森川 護 上下水道部長 西川 聰  
教育総務部副理事 大崎 貴子  
こども家庭部副理事兼こども政策課長 飯野 祐介  
こども家庭部副理事兼出産育児課長 松田 紀子  
上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上 斎之  
教育政策課長 小西 仁 学校教育課長 田中 大介  
教育支援課長 武田 進介 生涯学習課長 千葉 郁子  
こども家庭相談課長 佐野 嘉宏 保育教育課長 湯原 正治  
経営企画課長 浅尾耕一郎 水道施設課長 名古屋幸祐  
学校教育課参事 羽田 行伸

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口 雅志 事務局主査 松木 愛

### 1. 審査案件

議案第60号 令和7年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案第61号 令和7年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和7年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 66 号 摂津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

議案第 67 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件

議案第 69 号 指定管理者指定の件（摂津市立第 2 児童センター）

議案第 70 号 財産の処分の件

(午前9時59分 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の案件でございますが、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分の審査のほか6件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、私は、この場を一旦退席いたしますけれども待機しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、香川委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおりに行うことにして、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

（午前10時 休憩）

（午前10時1分 再開）

○水谷毅委員長 再開します。

議案第60号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 おはようございます。

それでは、私から補正予算に対する質問をさせていただきます。よろしくお願いいい

たします。

まず、議案第60号の16ページ、教育費国庫補助金のところで、学校施設環境改善交付金とあります。これを増額された理由を教えていただきたいと思っております。

次、ページ戻りまして、9ページの図書館システム更新事業について、期間の変更があります。この変更理由と変更前の年数と変更後の年数で、大分限度額の差があるのはなぜか、お伺いいたします。

続きまして、同じく9ページ、教職員定期健康診断事業についてです。受診率など、お伺いできればと思っております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、同じく9ページ、医療的ケア児受入事業です。医療的ケア児について、どういう定義があるのか、最初にお伺いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 1点目、国庫補助金、学校施設環境改善交付金の増額理由でございます。

前回の工事の議案もございましたように、学校施設の大規模な修繕等を行う場合は、国から学校施設環境改善交付金を受けて工事を行っています。

今回の議案で、別府小学校の大規模改修の補正を組ませていただき、それに関わる、交付金が入るため、その分が増額となっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 それでは、2点目の図書館システム更新事業について、二つのお問い合わせいたします。

まず、一つ目の期間について、令和8年度から令和12年度だったのが、令和7年度から令和13年度になった理由についてお答えします。

令和8年11月に新システムの運用開始を予定しております。令和8年度当初から更新作業を行えるように、令和7年度中に準備行為をするために、令和7年度を含めました。

二つ目の限度額の差についてなんですが、こちらにつきましては、予算の組立てが変わっておりまして、令和7年度の当初予算に図書館システム更新委託料を計上しておりましたが、このたび図書館システム更新委託料も含めた債務負担行為としたので、限度額が増額になっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 羽田参事。

○羽田学校教育課参事 では、3点目の教職員定期健康診断の受診率についてお答えをいたします。

一桁までのパーセンテージは、今すぐには出てこないんですけども、割合といましましては、80%強が、この健診で受診をしております。

また、人間ドックを受診し、その結果を提出する者など、法的な定めによる健康診断の受診で補完できるとなっておりますので、そちらも合わせますと90%以上が受診をしております。残りの部分につきましては、そのときに休職もしくは病休等で自宅療養が必要になっている、そういう教職員が受診をしていないということになりますので、それらも含めますと、100%把握をしているという状況でございます。

○水谷毅委員長 武田課長。

○武田教育支援課長 4番目の医療的ケア児の定義についてお答えいたします。

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、「医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他医療行為をいう」とされております。

また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所、学校や自宅で、日常的に継続して行われる喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を指しております。病気治療のために、入院や通院で行われる医療的行為は含まれないとされております。このような医療行為を受ける必要のある児童のことを、医療的ケア児と定義されております。

以上です。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。

続きまして、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の国庫補助金の件ですが、大規模改修の際、補助金等が交付されるということでありましたが、要望になります。

季節的なものもあると思います。冬であれば外で遊ぶけど、夏であれば外ではなかなか遊ばないとか、学校では猛暑時等のルールが決まってると思います。そういう中で、子供たちが安全に学校生活を送れる改修内容として進めていただけるよう要望いたしまして、この質問を終了させていただきます。

2点目の図書館システム更新事業です。4月から迅速にシステムの入替え等ができるように、しっかりと年内にやっていく旨を理解いたしました。

このシステム更新なんですけれども、変更後の利便性の向上があるのかどうかをお聞きさせていただきます。

3点目の教職員定期健康診断事業なんですけれども、80%が受診されていて、残り10%程度は人間ドックでということで理解いたしました。

受診されている80%の方は、体だけの健康診断だと思います。私も学校職場で働いていましたので、メンタル的にもしんどくなってしまう方が、たくさん休職されるところを見てまいりました。そういう人たちのために、しっかりと健康診断以外にも、メンタルヘルスケアもしっかりとしていただけますよう要望いたしまして、この質問は終了させていただきます。

4点目の医療的ケア児の定義は、理解いたしました。ありがとうございます。

私も小学校給食を作っていたときに、私の学校ではなかったんですけども、他校で胃ろうの子用の給食をフードプロセッサーで、ミキサーにかけて作るところがありました。胃ろうで使うものは、ガラス製ではなくステンレス製のもので、確実に事故が防げるものを、茨木市では要望させていただいておりましたので、そういう事故のない医療的ケア児の対応を、よろしくお願い申し上げまして、この質問を終了させていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

千葉課長。

○千葉生涯学習課長 それでは、2点目のお問い合わせお答えさせてもらいます。

システムを変えることによって、利便性が向上するのかということです。現行のシステムは、令和9年9月に終わってしまうので、更新作業等が必ず必要になってきま

す。バージョンアップすることによって、処理速度ですとか、セキュリティ面、あと、今よく言われているのが、スマホとかに図書貸出カードがインストールされているところもあるので、そういう利便性がアップできることを仕様書に盛り込んだ上で更新していきたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。今よりも利便性が向上する旨、理解いたしました。

先日、図書館の改修時、工事業者の手違いで断線がありました。システムの入替え時には、そういう事故がないよう、皆様が安心してお使いいただけるよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 おはようございます。

私からは、2点ほど質問させていただきます。

8ページの教育費、小学校費のところです。先ほど、外壁の工事とおっしゃっていましたが、大体何年ぐらいのスパンでされているのか、お聞きいたします。

それと、図書館システム更新事業についてです。こちらの期間が変わっておりますが、業者のめどは立っているのか、どのような方法で選ばれているのかについてお聞きいたします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 小学校、中学校等の外壁工事について、何年ぐらいで行っているのかでございます。市内15校ありまして、目安的には毎年1校ずつぐらいは大規

模な改修をしております。市内の小・中学校は、建築後40年、50年ほど経過しておりますので、傷みがだんだん大きくなってくれば、外壁の塗り直しですとか、屋上の防水をやっております。

以上です。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 システムの業者選定についてですが、今後、入札で考えておりますので、まだ決まっておりません。

二つ目のどのような方法で選ぶかです。こちらにつきましては、2,000万円以上1億5,000万円以下の場合には、12者から指名競争入札をするということが決まっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 2回目の質問に入らせていただきます。

まず、小学校施設改修事業についてです。大規模な工事でもあります。外壁ということもあり、騒音や工事現場での人の行き来など、苦情になり得る可能性があります。その点について、何か対応は考えられているのでしょうか。

そして、図書館システム更新事業なんですけど、こちらは要望とさせていただきます。

摂津市には、現在本屋がありません。本に親しむ場所として図書館というのは、大きな役割を持っています。今後も、市民が安心して便利に楽しく本に触れる場所として、図書館を使ってもらえるよう御尽力いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○水谷毅委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 大規模な工事で、騒音等に対する近隣への対応等でございま

す。

これまでの大規模工事の際には、近隣の方々、自治会でありますとか、あと、保護者の方も含めまして、このような工事を行いますというようなお知らせをいたしております。

また、騒音等ということでございますから、学校活動への影響もないように、学校を含めた関係者で定期的に会議を実施するなどしております。また、休業期間中に内部工事を行うなどして、安全の確保と学校の可能な限り、学校活動に影響がないよう、連携を取りながら進めていくように考えております。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 先ほどの答弁に、補足させていただきます。

指名競争入札というやり方は決まっているんですけども、他課で入札に関わる事務をしていただくので、先ほどの2,000万円以上1億5,000万円以下の場合は、12者以上必要ではありますが、12者とまだ決まっているわけではございません。あくまで予定でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 3回目の質問に入らせていただきます。

15年から20年ごとに工事するとなりますと、市内のどこかで毎年工事していくことになります。工事のスパンを長くするような工夫とかはできないのか、お聞きました。

○水谷毅委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 工事のスパンについてのお問い合わせございます。

今、国では老朽化している学校校舎について、御指摘いただいたように、毎年修繕

するのではなくて、根本的に躯体の見直しですとか、水道といったライフラインといいますか、根本的な工事を行って、いわゆる長寿命化を図っていくことを進めております。

我々もそういった中で、計画的に改修を行っていく必要があると考えております。今年度から小・中学校におきましては、構造躯体劣化度診断を行っております。その診断の結果に基づいて、今後は計画を立てて、長寿命化対策を行っていきたいと考えております。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 最後、要望をさせていただきます。

大規模な工事です。現場の方がけがをしないのはもちろんのことですが、周辺にお住まいの方への配慮や説明をしっかりといただき、強くて長もちする外壁改修に取り組まれることを要望いたします。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問させていただきます。

先ほど来、他の委員が触れてるところなんですけれども、48ページ、小学校費、学校管理費、小学校外壁及び屋上防水改修工事が約2億円計上されております。財源内訳で、地方債1億8,360万円を起債するということなんですけど、当初予算では、別府小学校の外壁改修工事実施設計ということで、今年度設計をやって、来年度は工事なのかと思ってたんですけど、スケジュール感を教えていただきたいと思います。

まず、設計がもう終わっているのか、繰越明許で、来年度にまたがるということや

と思うんですけども、財源でこれだけ起債すると、お示しいただいているので、入札もまだやと思うんです。全体的なスケジュールを教えていただきたいと思います。

もう一点、図書館システム更新事業の件です。教えていただきたいのが、期間が変更になっています。令和8年度から令和12年度の5年間で債務負担を組んでいたのが、今年度も含めて7年間ということで、補正後に2,789万2,000円増えるんです。当初予算では、図書館システム更新委託料で2,942万5,000円を予算計上していて、今回の補正予算でこの予算計上しているのが丸々減額となっているんです。少なくとも2,942万5,000円は上がるのかと思っていたんですけど、2,789万2,000円しか上がりなくて、なつかつ1年間伸びているということで、この辺の全体的な内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 補正の時期、つまりスケジュール感のお問い合わせございます。今年度、別府小学校の実施設計を行っておりまして、委託期間としては、もう間もなく完了予定となっております。

学校施設環境改善交付金については、先ほど委員からも御指摘があったように、設計が終わってから、来年度に国の交付決定という考え方方が一般的かと思います。ところが、近年、国においては、当初予算よりも前の年度の補正予算で交付決定される割合が高くなっています。そこを見越して前倒しで、今年度中に交付決定された場合に、国の交付金が受けられるように、今回、補正予算を計上して、令和8年第1回での工事契約の締結を目指したいと考

えているところです。

もし令和7年度に前倒しで交付決定が採択されなかった場合は、令和8年度の交付決定になるかと思いますので、令和8年第2回定例会での工事請負契約締結となるように、スケジュールを考えたいと思っています。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 限度額につきまして、補正前から補正後に2,789万2,000円増額している内訳です。更新委託料が2,585万円、との204万2,000円につきましては、令和13年にずれ込んだということで、先ほどお伝えしたように予算の組み立て方が違っております。今までは、令和7年度単年度の図書館システム更新委託料で、令和8年4月から令和13年3月までの丸5年度分の債務負担、つまり、1単年度プラス債務負担5年度分という組み立て方でした。補正後は、令和7年度を含んで、令和7年度に準備行為をして、先ほどの債務負担はそのままスライドしましたが、スライドしたときに、開始がちょっとややこしいんです。令和8年11月からとなり、令和8年度は丸12か月ではなくて、5か月分プラス最後が、令和13年10月までの7か月分となります。今はきれいに4月から最終年の3月までです。そのため、補正後は図書館システム更新委託料も含んだ上で、委託の始期が、令和8年度途中の11月から始まって令和13年10月までとずれているので、年数も増えており、すごく分かりにくくなっています。

だから、令和7年度分については、全部一旦きれいに減額でゼロにしてしまって、仕切り直しとして、新しく予算の組立てをしたということです。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。小学校外壁及び屋上防水改修工事の部分は理解しました。

図書館システム更新事業については、御説明でおおむね分かりました。

もう1点教えていただきたいのが、当初予算では、債務負担行為を5年度分、1,545万9,000円で組んでいるんです。先ほど2,000万円以上やったら指名業者を12者入れなあかんという話がありました。当初予算で債務負担も決まっているので、入札はもっと早くできたと思うんです。ここまで引っ張ったという言い方は違うかも知れませんが、この時点で補正に至った経緯を、教えていただきたいと思います。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 入札は、12者指名したんですけども、9者が辞退して、入札当日に、残りの3者のうちの2者も辞退となりました。そのため1者しか残らず、入札は成立いたしませんでした。結局、時間的にも難しかったということで、入札不調になりました。

以上です。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 分かりました。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 私からは、1点です。9ページの医療的ケア児受入事業についてです。先ほど質問があったところと、違う切り口で、近年、医療的ケア児が毎年在籍している状況だと思います。急に交通事故等というケースもありますけれども、出産時に障害を持って生まれてきたお子さんが、いざれはどこの小学校に入学するかと

いう経過があると思うんです。今回は、支援学校ではなくて、地域の学校に通われるということになったと思うんです。最近そういう医療的ケア児の方に対しての説明やケア、受け入れ体制に対しての取組はどのようにされているのかを、伝えられる範囲でお聞きできたらと思います。

地域の学校を選ばれる方が増えてきている印象がありますので、好意的な意味でどう取り組んでいるかを、確認したいので、お答えいただければと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

武田課長。

○武田教育支援課長 今、委員がおっしゃったように、医療的ケアが必要なお子さんも、地域の学校を選ぶケースが増えてきているのが、全国的な傾向でございます。

本市といたしましても、就学前の担当課とも連携しながら、情報を集めるとともに茨木保健所等とも連携し、摂津市内で医療的ケアを受けているお子さんの状況把握に努めているところです。

本来、就学相談は年長の時期に行うんですけども、状況を把握いたしましたら、例えば今回のケースであれば、年中のときから親御さんと話をしながら、お子様の詳細な状態を把握いたしまして、地域の学校はこういうところですと説明もしながら、どこの学びの場がいいのかと一緒に考えていくように努めております。

以上です。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 答弁ありがとうございます。

以前は、一般の就学前の説明会も年長にやっていたのを、前倒しで年中の12月ぐらいに実施するなど、本当に要望に対応してくださっていることに感謝いたします。

保健所等とも連携して、しっかりと就学前の早い時期から、徐々に段階を踏んで取り組んでいただいているということで、摂津市がインクルーシブな取組を進めていただいているということが分かってよかったです。

以上です。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは確認で、質問させていただきます。

まず、小学校施設改修事業ですが、今回は別府小学校ということです。先日、地域防災訓練が別府小学校でございまして、その際、プール下の建物内倉庫に椅子を収めたんですけど、コンクリート剥離が見られました。私が実際に見て、危ないなと思ったんです。この点、今回の改修事業には含まれるのか、お聞きしたいと思います。

そして、医療的ケア児受入事業です。先ほど来、質疑がございました。これは、その看護師の配置に係る債務負担行為ということで認識しております。インクルーシブ教育という中でございますけど、ケース・バイ・ケースといいますか、それぞれの子供たちの状況に応じた最適な場所があろうと思っております。摂津市は、今回、看護師を雇う予定をしておりますけども、本来、例えば摂津支援学校とか、そういったところは、看護師が常駐してなのか、医療的体制が整っているのかとか、本市の小学校と支援学校の違いがあれば、分かる範囲で教えていただければと思います。

以上、2点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

小西課長。

○小西教育政策課長 今回の別府小学校における工事につきましては、ひさしこ

ンクリート部の爆裂ですか、校舎内に雨漏りがかなり発生している状況であり、補修を行うもので、今、お問い合わせございました。プールについては、対象には入っておりません。プールにつきましては、これまで他校もそうですけれども、漏水等が発生しましたら、すぐに修繕で対応しております。御指摘いただいた点については、きちんと状況を把握させていただいて、また、必要な改修を行っていきたいと考えております。

○水谷毅委員長 武田課長。

○武田教育支援課長 支援学校の専門性というところです。摂津市内でしたら、例えば肢体不自由の障害をお持ちのお子様は、茨木支援学校に、知的障害をお持ちの方は摂津支援学校と、障害の種別によって、通う支援学校が決まっております。当然その障害の状況に応じた専門的な知識をお持ちの方が、それぞれの支援学校におられまして、もちろん医療的ケア等が必要なお子様の受け入れ体制としては、看護師等も常駐しております。正確な人数等は把握していないんですけども、よりその障害の状況に応じた、専門的な支援を受けることができます。

以上です。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 答弁ありがとうございます。別府小学校です。小学校施設改修事業については、理解をいたしました。プールについては、また個別で対応するということです。しっかりとよりよい教育環境にしていただきますように、よろしくお願ひいたします。

次に、医療的ケア児受入事業についてです。支援学校の状況については、理解をいたしました。

これは本当にケース・バイ・ケースだと思います。インクルーシブ教育と言われる中で、どこが最適かというのは、本当に保護者と、お子さんの判断であります。教育委員会としても、その判断に資する情報をしっかりと集めて提供していただければと思います。

今回は、一つ大きな事例となっていると思います。本当にその子供が、小学校において伸び伸びと過ごせているのかとか、あるいは、何か事故があった際に、速やかに対応ができるのか、そういうところをしっかりと把握をしていただいて、また次に、対応していただければと思いますので、これについては要望とさせていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第61号及び議案第62号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 1点目、水道事業会計補正予算書の2ページ、債務負担行為の配水管整備事業です。三島一丁目1番地内配水管撤去工事とありますけれども、工事の内容と債務負担行為を設定する理由についてお答えいただければと思っております。

次、2点目になります。

下水道事業会計補正予算書の2ページ

です。債務負担行為に、公共下水道管理事業及び雑排水管等管理事業があります。そのうちのポンプ場設備保守点検業務委託料ですけれども、委託の内容と債務負担行為を設定する理由について2点お答えください。よろしくお願ひいたします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、債務負担行為の配水管整備事業の三島一丁目の工事についてお答えいたします。

こちらの工事につきましては、令和5年度に、管路更新を行った際の既設管の撤去工事になります。管径は500ミリメートルになりますて、延長が40メートルとなっております。

近畿道の高架橋脚のそばを、水道管が布設されており、撤去に当たりまして、橋脚の杭に近接しているので、FM解析等をして影響がないかどうかを確認してから撤去するようにと、NEXCOと協議をしておりました。今年度に、影響がないと確認しまして、来年度で工事を予定しておりましたが、ちょうどその場所で、来年の12月からNEXCOの橋脚補強工事が、行われることになりますて、それまでに工事を終わらせないといけないということで、債務負担を上げさせていただいております。

以上です。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、2点目のポンプ場設備保守点検業務委託の内容と債務負担行為を設定する理由についてお答えいたします。

市内では、排水地域が低い土地であったり、あるいは下水管の埋設箇所の制約等によりまして、下水は自然勾配で流すのが本来なんですが、どうしても自然勾配で流れ

ないところがございます。そういったところにつきましては、マンホールに、一旦排水を集約させて、そちらからポンプで排水している地域がございます。

このうち、汚水マンホールポンプにつきましては、管渠費の公共下水道管理事業、雨水マンホールポンプにつきましては、受託事業費の雑排水管等管理事業で保守点検を行っておりまして、これら合わせて1件の業務委託として発注しております。

この委託契約につきましては5年契約でこれまで実施しており、現在の契約につきましては、令和7年度末で委託期間を終えるため、令和8年度以降の保守点検につきましては、新たに、令和7年度から令和12年度までの6か年の債務負担行為を設定いたしまして、令和7年度中に入札により業者決定、委託期間5年の契約を締結いたしまして、令和8年4月1日から事業を実施するものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 1点目の工事内容と債務負担の理由は理解いたしました。

今ある配水管は、かなり以前からの配水管になると思います。これから入るものと、今、使っているものはどのような材質になるのか、更新事業で、次に使用する材質も、耐用年数とともに教えていただければと思います。

2点目のポンプ場設備保守点検業務委託については、理解いたしました。

マンホールポンプの全てを保守点検できるのか気になります。保守点検の内容等と、市内のマンホールポンプの箇所数を教えていただければと思います。

2回目は、以上です。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 材質と耐用年数についての御質問にお答えいたします。

今回、三島一丁目で撤去する管路につきましては、鋳鉄管になりまして、布設年度が、1968年で、昭和43年の管路になっております。

これから新しく入れていく場合の管の材質につきましては、大部分がダクタイル鉄管になります。法定耐用年数としては40年とされておりますが、実際には40年以上、50年以上使われていることが多くなっております。

今年度、本市では、小さな管径のものにつきましては、新しい材質の高性能ポリエチレン樹脂でできたパイプの導入を検討しております。

今年度、試験施工を行いまして、施工性等を確認して、導入に向けて検討を進めている状況にあります。ポリエチレン管の耐用年数につきましては、法定耐用年数ではございませんが、メーカーによると100年以上もつと言われております。

以上になります。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 マンホールポンプの保守点検の内容と、箇所数についてお答えいたします。

まず、保守点検の内容といたしまして、運転点検として年2回ポンプの流入部の詰まりや破損状況の確認、また、ポンプ設備の漏水等の目視点検、あと、振動や熱などの異常がないかの確認をさせていただいております。

また、制御盤の計器類の表示等の確認や水位制御装置確認です。いわゆるその水位を見てポンプを稼働させるような連携の動きがあるんですが、そういった連動動作の点検調整を年2回実施しております。

また、年1回、実際に水中ポンプを引き上げて点検をしております。その際に、引き上げたときでないと点検できない部分、中の弁の点検清掃や水位計の調整、フロートスイッチ等の動作確認などの点検を実施しております。

このほかに、それぞれの施設には、故障時はメール等で通報が入ってくるような仕組みになっております。そういった中、施設に故障や不具合が発生した際の出動・復旧作業等の臨時点検も、この中でやっているところでございます。

なお、市内のマンホールポンプの箇所数でございますが、汚水マンホールポンプが8か所、雨水マンホールポンプが1か所、計9か所ございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 1点目の配水管の材質と使用年数については、理解いたしました。

私もいろいろと材質を調べてみたところ、このポリエチレン樹脂が、メーカー推奨100年と、すごく長いと思っておりました。強さも、今、鉄幹とポリエチレン樹脂のハイブリッドとかもあると勉強させていただきました。今、あるものを長く使えることは、すごくいいことだとは思うんですけども、全国的にも、配水管の耐用年数は問題にもなってきております。配水管が漏水することによって、事故にもつながります。予算もかかることですし、急にはできないこともありますので、しっかりと確認していただきながら、無理のない範囲でお願いします。道路が通行止めになったりとかもありますので、作業員の皆様も無事故で配水管の入替え工事をしていただけますよう配慮等も要望とさせてい

ただきます。

2点目、市内のマンホールポンプは全部で9か所あるということです。点検回数が年2回ということなので、1か所ずつやるとしたら、月に1回以上の点検になるんですかね。基本的には、暗いところではできないと思うので、日中作業だと思うんです。3回目として、1か所につきどれぐらいの作業時間がかかるのか、分かれば教えていただければと思います。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、それぞれのマンホールポンプの点検に要する時間でございます。

これにつきましては、基本的に引揚げ点検作業については、1日ないし2日を想定しております。緊急の臨時の点検については随時ということになります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。例えば消防車両とかであったら、法定点検として、1月に1回とかもよく聞くので、そういうイメージでいたんですけども、1日、2日で終わるということです。不具合がなければいいんですけども、不具合があった場合、汚水が詰まって、ポンプが引揚げられないなど、汚水に関してはありがちやと思うんです。そういうところも、しっかりと配慮していただくとともに、高低差がなくなれば一番いいのかとは思うんです。高台からじゃないと水圧で川へ流せないところもあると思いますので、しっかりと点検していただいて、何かいい策がないのかも含めて、これからも考慮していただくよう、私からの要望とさせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 おはようございます。

私からは、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目、水道事業会計補正予算の2ページ、債務負担行為から、また、下水道事業会計補正予算の2ページ、債務負担行為に関連ございますが、鳥飼西三丁目1番地内の工事についてです。

先日、とりかいこども園の見学会がありました。私も見学させていただきまして、あそこの土地は災害時に水につかるということもありまして、屋上にマンホールトイレがあったんですけど、階段が急だったのでお年寄りとかには、厳しいという感想を持ちました。

質問といたしましては、上下水道工事がなぜこの時期になったのか、もう少し前倒しにはできなかったのか、経緯などがあれば、教えてください。

そして、2点目、水道事業会計補正予算の8ページ、給与費明細書からです。補正前と補正後の職員の数が1名減となっています。当初想定から比較して1名減になった影響がどの程度あるのか。水道事業と呼ばれるのは、専門的な知識や経験、いわゆる職人のような要素が職員に求められる職場であると理解しております。人材育成も含めて、答弁をお願いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1点目のとりかいこども園の工事についてお答えさせていただきます。

とりかいこども園の園舎が、完成しているのは存じております。今は、旧園舎の取壊しをやっており、その後に、園庭の整備

等々に入りまして、最終的に外の道路整備事業、道路等の拡幅工事を行う予定になっております。

とりかいこども園の関係部署と、工程は常に確認しながらやっておりまして、水道、下水道工事とともに、施工時期が令和8年4月から8月までで、8月以降で道路拡幅工事に続けて入っていくという予定になっております。

そのため、今回債務負担工事で、早期発注させていただいて、水道工事と下水道工事について、同時期に工事をやるものですから、一本の工事として発注させていただいて、工期短縮を図る予定にしております。

もともと予定されていた工程からあまり離れていないことから、当初の工程どおりと認識しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 2点目、職員数が減となった影響等の御質問にお答えいたします。

所管上、配属部分に関してということでお理解いただけたらと思います。

御質問のとおり、水道事業に携わる職員につきましては、一定程度の専門性、それから経験が重要でございまして、事務職のほかに技術職、技能労務職が配属をされております。職員数の増減につきましては、採用、退職、それから人事異動によって変動が毎年ある場合がございますけれども、一般的には、職員間の減員となった場合には、職員間の業務量の調整、それから、委託等が可能な業務については、発注件数の調整、その辺りで業務上の支障が出ないように取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 人材育成部分についての御質問にお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、水道事業につきましては、専門的な知識・経験が非常に重要となってまいります。

なので、職員の人材育成というのは、私どもも大きな課題だと意識しております。

現状、指導リーダー等を育成してきてまして、そういう指導リーダーから課内で実務研修を行ったり、予算も取り、外部の研修などに出席しまして、技術力の維持に努めているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 2回目は要望にとどめさせていただきます。

最初のとりかいこども園のことですが、大きな工事となります。近隣の方への配慮や説明などしっかりとしていただき、また、現場で働く方がけがをされないように御尽力いただきますよう、要望しておきます。

次に職員数のことですが、年度途中で職員が減ることは仕方がない点もあるかと思われます。今後も業務に支障が出ないよう、取り組んでいただきますよう要望しておきます。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 それでは、私からは1点、下水道事業会計補正予算3ページで、受託事業費及び受託事業収益がそれぞれ減額されていますが、その理由を教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、受託

事業費及び受託事業収益について、連続立体交差事業に伴う公共下水道管移設工事に関する減額理由についてお答えいたします。

御質問の受託事業費につきましては、阪急京都線連続立体交差事業に伴う水道管及び下水道管の移設工事でございます。当初、令和7年度内に実施を予定しておりましたけれども、この工事に先立って、連続立体交差推進課が実施いたします文化財調査や近隣建物の外構再配置の工事期間が延びまして、令和7年度内での上下水道の移設工事の着手が困難になったというところでございます。

そのため、施工を来年度に見送りまして、水道事業会計、下水道事業会計とともに、当該工事に係る受託事業費及び受託事業収益を減額補正するものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 本来令和7年度に実施予定だったものが、翌年度の施工となることで、連続立体交差事業全体への影響というと、所管外ではあるとは思うんですけれども、上下水道部の観点から、何か分かる範囲でお答えいただければと思います。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、今回は上下水道の移設ということで、私からお答えをさせていただきます。

この工事延期に関して、全体の体制についての御質問かと思います。この阪急京都線連続立体交差事業に係る移設工事につきましては、令和6年度から、受託されて実施させていただいております。

順次、工事は進めておりますが、何分、工事はその時々の状況によって、延期が生じるところも出てきております。これらは、

関係する部局間では、連続立体交差推進課が主体となりまして、それぞれの進捗を常に共有しております。

また、工程に変更が生じる場合も、連続立体交差事業への影響を最小限にとどめるよう、その都度、工事の再調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 御説明ありがとうございます。私が住んでる地元の千里丘駅西口の再開発も、実際、最初の工程は違う順番だったけれども、諸事情で順番を入れ替えたりということは説明を受けたりもしています。それが令和8年度に行ったからといって直ちに、全体が遅れるということはないとは思うんですけども、市民の方も期待しております。摂津市内の交通事情の改善にも大きく影響するところでございますので、水道事業として取り組んでいく中で、遅れることがないよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、3点質問させていただきます。

まず、1点目、水道事業会計補正予算25ページの配水管整備事業費の増額補正についてです。

こちらに、資本的支出、配水管整備事業費で、管路更新計画策定業務委託料が増額されておりますけども、その内容を教えてください。

続きまして、2点目、債務負担行為です。2ページの施設改修事業、千里丘送水所配水設備等更新工事でありますけども、この内容について教えてください。

続きまして、3点目、下水道に移ります。

下水道事業会計補正予算2ページの債務負担行為で、マンホールトイレ設置工事第4工区に関して、令和8年度はどの学校に設置を予定しているのか、工事の概要について教えていただきたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、配水管整備事業の委託料の増額補正についての質問にお答えいたします。

こちらは、令和6年度に見直しました水道ビジョンと水道事業経営戦略の中で、水道施設、管路・施設を含めた設備の更新需要を出しておりまして、その需要をさらに縮小するために、選定時期を遅らすことでの縮減していましたが、更新需要自体がなくなるということはございませんので、先送りにするという形にはなっております。

今後、労務単価や材料単価の上昇によりまして、工事費等の増加も想定されますので、今回の更新計画で現状の管路、施設をきちんと把握しまして、施設の更新事業というのを、もう一度見直そうというのが、こちらの計画になっております。

その中で、管網解析計算とか、水運用のシミュレーションを行い、施設の規格、サイズ等の最適化、つまりダウンサイジングなどを行いまして、更新事業費用の削減を検討してまいりたいと考えております。

さらに、水道事業経営の財政シミュレーションを、今の料金収入等も含めた形で、財政経営に影響が出ない、経営も考えた上での更新計画を作る内容となっております。

続きまして、2点目の千里丘送水所配水設備等更新工事についてのお問い合わせにお答

えいたします。

千里丘送水所には、3基の配水ポンプが設置されていまして、そちらの更新工事になります。現在使われている配水ポンプは、設置から40年以上経過しておりますので、部品等について、修繕で対応するのが難しい状況になっております。

そのような中、市民に安定的に水道水を供給していくことを考え、更新が必要と考えて工事を行うものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、3点目の令和8年度に実施するマンホールトイレ工事の概要についてお答えいたします。

令和8年度は、摂津市下水道総合地震対策計画に沿って、市内5か所の小学校にマンホールトイレ、各10基、計50基を、第4工区、第5工区の2工区に分けて工事発注整備する予定をしております。このうち、別府小学校と味舌小学校の2校に設置する第4工区につきましては、学校との工程調整や、残り3校に設置いたします第5工区との発注時期の調整もございまして、令和8年9月末までに工事を終える必要がございます。そのため、令和7年度から令和8年度の期間で債務負担を設定させていただいて、令和8年3月末までの早期に工事発注を目指すものでございます。

なお、続いて、発注を予定しております第5工区につきましては、三宅柳田小学校、摂津小学校、鳥飼西小学校に設置を計画しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

引き続き質疑をさせていただきます。

まずは、1点目の管路更新計画策定業務委託料についてです。水道ビジョン等で、しっかりとこの計画をつくることで、最終的には水道料金につながっていくということは認識をしております。

そのために、本当に緻密な計画を策定していただきたいと思うんですけども、このタイミングで補正予算措置をする理由についてお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2点目の千里丘送水所配水泵の設備です。設置から40年以上ということで、相当な経過かと思います。課長がおっしゃったように部品もなく、修繕対応が困難ということで、これは、必要な経費かと認識をいたしました。

ただ、限度額も約8億1,700万円で、令和10年度までかかるということで、速やかに交換すべきところですけども、この工事内容について、なぜここまでかかるのか、お聞きしたいと思います。

最後です。

3点目のマンホールトイレについてです。これは、先日の別府小校区の消防防災訓練の中で、防災危機管理課がマンホールトイレをこれから設置しますと、市民に説明していたので、私も詳細についてお聞きしたかったというところでございます。これまで、マンホールトイレは毎年3か所の小・中学校に設置されてきたと認識しておりますけど、先ほど、令和8年度は2工区に分けて、計5か所に設置を予定をしているというところで、2工区に分けるという理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、補正予算が、なぜこのタイミングになったかという御質問にお答えいたします。

こちらの計画は、水需要、運用、ダウンサイジング等、かなり緻密な検討業務になっておりますので、委託期間を2年、令和7年度から令和9年度までの債務負担としております。この計画の策定に当たり、今年度当初から大阪府と、国の交付金が使えるかどうかという協議をずっと進める中で、令和7年度の補正予算で出てくる交付金が、活用できるというお話をありましたので、先ほどの教育政策課の修繕の交付金でもありましたように、前倒しで、補正予算をさせていただきました。交付金を活用していくということになりましたので、今回、この時期での補正をお願いすることになったものです。

続きまして、千里丘送水所のポンプ場の更新工事の内容についてお答えいたします。

令和7年度に契約行為を行い、令和8年度から工事をスタートしまして、令和8年度と令和9年度で、まずは、新しく入れるポンプの製作にかかってまいります。こちらは工場で製作します。

令和9年度に、新しいポンプができましたら、令和9年度と令和10年度で新しいポンプ3基分を、順番に1基ずつ更新していく工事になります。水道水を止めるわけにいかないので、どうしても1基ずつ順番に設置していくという内容になるので、令和9年度と令和10年度の約2年間かかる形になっております。

予算は、令和9年度と令和10年度の2年間で8億1,700万円の限度額を予定しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、3点目のマンホールトイレの設置箇所、計5か

所、2工区に分けて発注を予定している理由についてお答えをいたします。

令和8年度に設置を予定しております5か所につきましては、当初、摂津市の下水道総合地震計画におきましても、令和8年度と令和9年度の2か年に分けて設置を計画しておりました。マンホールトイレの設置に関しましては、国の交付金事業となりまして、こういった交付金につきましては、その時々の時世によって、重点事業のシフトとか、要件がいろいろついてまいります。大阪府に確認を取りながら事業を進めているところでございますけれども、マンホールトイレにつきましては、令和9年度以降の交付金が不透明な状況でございますが、令和8年度までは確実に交付金があると確認できましたので、令和8年度に5か所前倒しして設置することを計画しているところでございます。

なお、5か所一遍に発注となりますと、我々の人員体制もございますので、2工区に分けて発注することで、先ほど答弁させていただきました学校との調整等によって、優先して取りかかる部分を第4工区、残りの部分を第5工区と分けて、発注を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

まず、1点目、管路更新計画策定業務委託料については、国の交付金の活用が見込めるということで、このタイミングで実施をすると理解いたしました。

本市においても、財政状況がなかなか厳しい中では、こういった交付金活用は、大変よいと思いますので、そこは評価をしたいと思います。そういうった交付金をぜひ活用していただければと思います。

続きまして、2点目、千里丘送水所のポンプ設備です。ポンプを工場で製作しますというのは、どういうことですか。既製品なのか、オリジナルで作るんですか。ポンプを作るというのが、何かすごく不思議だと思うんで、そこだけもう1回お答えしていただければと思います。

最後、マンホールトイレについてです。こちらも交付金の財源を確保するというところは、理解し、評価いたします。

また、分けてということも、担当部署の物理的な事情ということで、理解をいたしました。こちらもしっかりとやっていただければと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、ポンプの工場製作についてお答えします。

ポンプは、注文されてから製造します。また、工場で作る理由としましては、ポンプを工場で作り、電気配線等も行い、動作確認の検査を、一度工場で行います。また現地では、作るスペースがないというのも理由にはなっております。

工場製作が終わりました折には、私ども職員が赴いて、工場でポンプの検査を行い、きちんと動くかどうかという確認をしてから、現地に持ってくるという手順になっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 分かりました。

今は40年以上経過しているということで、次に、新しいのを作られるということで、ぜひ半世紀もつぐらいのいいものを、費用対効果を含めて、しっかりとやっていただければと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

本件について補足説明を求めます。

森川こども家庭部長。

○森川こども家庭部長 議案第66号、摂津市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度につきましては、令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施しており、令和8年度以降は、給付制度として全自治体で実施されることとなります。

このたびの条例制定は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、乳児等通園支援事業者が給付対象施設として、運営に関する基準を満たしていることの確認を、本市が行うための基準について、条例で定めるものでございます。

なお、本条例案につきましては、内閣府令で定める基準と同じ内容となっております。

それでは、条文につきまして、その主な内容を御説明申し上げます。

まず、2ページ、第3条は、特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長する

ために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならないこと等をはじめとする一般原則について規定をしているものでございます。

第4条は、特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員、また、乳児等支援給付認定子どもが利用する時間数、開所日数及び時間等を考慮して、1月当たりの利用定員を定めることを規定しているものでございます。

3ページ、第5条第1項は、特定乳児等通園支援事業者は、初回利用前に乳児等支援給付認定子どもに対して、最初に、特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該子どもとその保護者の心身の状況等を把握するため、面談を行うこと。

第2項は、面談を行う前に、運営規程の概要等を記載した文書を交付しなければならないこと。

第3項は、面談時に重要事項について説明し、支援の提供について、保護者の同意を得なければならないことを規定しているものでございます。

第6条は、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならないことを規定しているものでございます。

第7条は、特定乳児等通園支援事業者は、市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならないことを規定しているものでございます。

4ページから5ページ、第13条第1項は、特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付費について、法定代理受領を受けないとき、つまり、市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の一部を、特定乳児等通園支援事業者が受けるのではなく、乳

児等支援給付認定保護者が直接受領するときは、乳児等支援給付認定保護者から特定乳児等通園支援費用基準額の支払いを受けること。

第2項は、第1項の支払いを受けるほか、支援の質の確保及び向上を図る上で、必要と認められる対価について特定乳児等通園支援費用基準額との差額の範囲で、乳児等支援給付認定保護者から受けることができるこ

第3項は、支援に必要な物品の購入に要する費用等を乳児等支援給付認定保護者から受けることができるこ

第4項は、支払いを受けた場合は、領収証を交付しなければならないこ

第5項は、第2項及び第3項の支払いを求める際は、あらかじめ使途及び額並びに理由について書面で明らかにし、説明を行い、同意を得なければならないこ等を規定しているものでござい

第15条は、特定乳児等通園支援事業者は、保育所保育指針に準じ、支援の提供を適切に行わなければならぬことを規定しているものでござい

7ページ、第24条は、特定乳児等通園支援事業所においては、差別的取扱いをしてはならないこ

第25条は、特定乳児等通園支援事業所の職員は、虐待等をしてはならないこ

8ページ、第26条第1項は、特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その職務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならないこ

第2項は、特定乳児等通園支援事業者は、職員であった者が正当な理由がなく、その職務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがな

いよう、必要な措置を講じなければならぬこ

第3項は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に對して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により、保護者の同意を得ておかなければならぬこを規定しているものでござい

9ページから10ページ、第31条第1項は、特定乳児等通園支援事業者は、事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること等の措置を講じなければならぬこ

第2項は、事故が発生した場合は、速やかに、市及び乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬこ

第3項は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならぬこ

第4項は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬこを規定しているものでござい

なお、附則といたしまして、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでござい

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。

○水谷毅委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 この条例なんですかれども、こども誰でも通園制度に係ることとしまして、僕がちゃんと分かっていない

のか、特定乳児という文言が、何か条件があるように思うんですけれども、その定義も踏まえて、教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 本条例で、特定乳児等通園支援事業者という名称が出てまいります。

こちらにつきましては、先ほども補足説明でございましたように、令和8年度から乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)につきましては、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で実施することとなります。

この新たな給付は、乳児等のための支援給付という名称で、この給付を受ける対象施設となるためには、まずは、設備等の運営基準を満たしているということで、認可を受けていただく必要があります。その上で、本条例で定める運営基準をクリアしていることを確認するという認可と確認、この二つの基準を満たす必要がございます。

その確認を受けた施設というのが、特定乳児等通園支援事業者ということになります。

特定乳児等ということになりますけども、この乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業の対象となる子供というのが、ゼロ歳6か月から3歳未満の子供、なおかつ、保育所等に入所していない子供が対象となります。その対象となる子供について市で認定を行った子供が、特定乳児等通園支援事業の対象となってくるということです。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 御説明ありがとうございます。

ざいます。

現状、保育園に通っていなくて、なおかつ今から通わせられるというところで、理解いたしました。

その認可を受けて確認という作業工程を経た施設は、本市には何か所ありますでしょうか。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 令和7年度につきましては、地域子ども・子育て支援事業として実施しております。

今後、令和8年度から新たな給付制度となりますんで、確認という作業が必要になってくるんですけども、この確認を受けた事業者となるのは、令和8年4月以降になります。

認可を受けている事業者につきましては、現在、二つの事業所で認可を受けて、実際に、こども誰でも通園制度を運営していただいております。

また、来年1月から、新たに二つの施設、また、2月に二つの施設と、令和7年度中に計6か所で、このこども誰でも通園制度を実施する予定でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 僕の勘違いでした。これは今から始まるということです。

認可を経て、今後確認も満たした場合です。受け入れる人数が増えてしまう施設が、確認後にあると思います。その後の増えた分というか、増えた時間帯や増えた人数に対する保育士の手配であったり、保育士不足にならないような受け入れの仕方について、子供たちを預けられることは一番なんですけれど、預けた上で、御両親が心配にならないような環境づくりを要望といたしまして、私の質問とさせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 1点質問をさせていただきます。

既に始まっております2か所のことでも誰でも通園制度について、現在の実績や利用状況、また職員の配置について教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 令和7年度、現時点です2か所実施しておりますが、この2か所につきましても、令和7年10月16日から、また、もう1か所については10月21日から実施したばかりでございまして、それぞれ定員が3名ずつでございます。

また、実績としまして、3名の枠に対して3名の子供が利用しているということです。

今後、また新たな実施施設も増えてまいりますので、事業者を通じて支援の内容であったり、また、利用者の声をきちんと把握していきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 2回目の質問です。本条例の第4条で、利用定員とありますが、数について教えていただきたいと思います。今の補助制度での定員人数と同じなのか。また、開所日数について、何日ぐらい開けられる御予定なのか。

あと、第6条で、正当な理由のない提供拒否の禁止とありますが、具体的にはどのような理由をお考えになられているのか。また、利用前の面談などが行われるのかについて教えてください。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 まず、第4条の利用

定員でございます。現在のところ、令和7年度中の実施施設の定員につきましては6施設で、16名を予定しております。

また、令和8年4月からも恐らく引き続き、定員16名を予定しております。

開所日数は、現時点では、週2日間実施している施設が2か所、今後、令和8年1月から実施する施設は、週3日を開所する施設が2か所で、令和8年2月から実施する2か所につきましては、月曜日から金曜日の週5日開所する予定となっております。

続きまして、正当な理由のない提供拒否の禁止という条文でございます。子ども・子育て支援法に基づく給付となりますので、対象となる子供または保護者の方が利用したいといった場合は、基本的には提供しないといけない、これが大前提となります。

ただし、利用できない理由、例えば、保育所に通っている児童であったとか、そういった場合は事業の対象にはなりませんので、当然支援の提供をしてはいけないということになります。

また、保育所等で実施することになりますので、例えばお子さんの健康状態によっては、今日はちょっとやめといたほうがいいというような場合が正当な理由に該当すると考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 では、3回目です。

現在、補助事業のときは民間園が多いのですが、今後この給付制度に変わった場合、公立の参加も考えていらっしゃるのか、お聞かせください。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 現在は、民間の事業

所で実施をしていただいております。

今後このこども誰でも通園制度の利用ニーズを把握していく中で、公立・民間を含めて、提供体制を整えていかないといけないと考えておりますので、まずは、どれだけのニーズがあるのかを把握したいと考えております。その中で、現在、民間の事業所で6施設実施予定でございますので、その6施設でニーズを満たせているかどうかを確認した上で、今後の提供体制を検討してまいりたいと考えております。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 最後は、要望とさせていただきます。

全ての子供の育ちを応援するには、まず、待機児童の解消、これには隠れ待機児童と呼ばれる育休中、就活中、特定の保育園希望の子供たちも含めます。請願にもあったように、今、市民から望まれているのは、一時保育の施設です。今回のこども誰でも通園制度では利用できる数も、時間も少なく、待機児童の解消にはつながっておりません。

公が責任を持つ保育施設に入る体制がつくれるよう、要望しておきます。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 様々質問があったんですけども、ホームページに出ている部分から見ると、今、実施されているのが、せつあそびまち遊育園ととりかいひがし遊育園で、安威川以北圏域・安威川以南圏域に1か所ずつと、バランスがいいというところやと思います。

今後、実施予定が、KENTOひまわり園、つるのひまわり園、正雀愛育園、一津屋愛育園ということで、すごくバランスよ

く、実施していくんだと、チェックしたんです。しかしながらKENTOひまわり園は、多分、皆さん引っかかるところがあると思うんです。一番、待機児童の問題があると言われているところが、こども誰でも通園制度を実施するのかと。先ほど、谷口委員もおっしゃっていましたけれども、そもそも待機児童が多いところで、そっちにシフトするのはどうか。私個人の考えになるかとは思うんですけども、国の方針性がそもそも間違っているところもあるんです。前提が、子供の協調性を育成ですけれども、ゼロ歳から2歳の子が月10時間、保育園に行っても、協調性が育成されるかと言ったら、それは違うので。それが例えばリフレッシュという部分であれば、就労していない方が、月10時間預けるのはリフレッシュに該当すると思うんです。制度の立てつけがそもそもむちゃくちゃで、これだけバランスよく実施していただいたのはよかったですけども、その部分はおかしいと思うんです。

今回実施されるというところで、1回目の質問としては、そのKENTOひまわり園の部分です。待機児童がある中で、やることの意義等をお伺いできればと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 待機児童の解消は、最優先課題と我々も認識しております。

そのような中で、保育定員とは別で、保育所等の設備とはまた別で、KENTOひまわり園も実施していただくことになりますので、このKENTOひまわり園で、こども誰でも通園制度を実施するからといって、特に、保育所等の待機児童の解消を妨げるというようなマイナスの影響が

出るということはございません。

また、保育所等の定員とは別でやってい  
ただくことになります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 ちなみに、KENTOひまわり園は、月曜日から金曜日の5日間で  
すか。受入れ日数についてお聞かせください。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 KENTOひまわり園につきましては、週3日、火曜日、水  
曜日、木曜日で実施する予定でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 分かりました。国からの  
補助金等もあるので、直ちに、待機児童の  
解消を妨げるものではないということです。  
理解できる部分ではあるんですけれども、  
そもそも保育士の成り手不足とかもあります。  
私は子供たちに、もう一人保育士  
運動というのも展開しています。皆さんも  
経験していただきたいんですけども、保  
育士1人当たりの保育人数、配置基準の問  
題が、本当に大きいと思うんです。1人で  
丸1日、10時間近く、昼寝の時間も手帳  
を書いたりします。本当に休まらない、1  
歳や2歳の動き回るお子さんを見ている  
中で、いろいろ条例の中には、事前に面談  
するとかあるんですけども、こういう制  
度を実施すること自体おかしいと感じま  
す。でも、法律で決まっているし、受け入  
れざるを得ないんですけども、その辺を  
考慮していただいた上で、市民の利用と  
しては、先ほどの谷口委員への答弁では、3  
名の定員枠に、毎回3名入っているとい  
うことですかね。ニーズは満たしているとい  
うところですけれども、谷口委員も触れら  
れましたけれども、以前の請願では、火曜

日と水曜日だけとかじゃない部分で、請願  
を出されていますので、その辺の整備につ  
いても考えていただきたいというところ  
もあります。

バランスよく実施されるんですけどど  
も、正当な理由なく受入れをしないことを  
禁止するという条文があったと思うんで  
すけれども、その中でいろいろ事例を出し  
ていただいたんです。例えば、預けたお子  
さんがせきをしていて、熱を測ったら37.  
5度を超えてた場合、お迎えに来てください  
というのは理解できるんです。しかしな  
がら発達に課題があるお子さんとかを、定  
員に含めた場合に、ほかのお子さんの安  
心・安全な保育についてどう対応される想  
定なのかについて、最後に質問したいと思  
います。

○水谷毅委員長 湯原課長。

○湯原保育教育課長 このこども誰でも  
通園制度につきましては、障害のある方、  
また、医療的ケアが必要な子供につきまし  
ても事業の対象となっております。

その場合、当然受入れ体制ということも  
ございます。その部分につきましては、そ  
の公定価格の中で、加算もございますので、  
受入れ体制を整えた施設につきましては、  
そういう財政的な支援も行うというよ  
うなことでございます。

事前に保護者と子供と施設でしっかりと  
面談を実施していただいて、そのような部  
分を確認して、体制を整えていただいた上  
での受入れとなってくると思います。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 その辺りは加算がある  
ということで、理解いたしました。

実施するからには、市民の方に満足して  
いただけて、受入れ拒否にならないよう

形で進めなければと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 多々ありましたので、私からは要望だけさせていただきます。

これにつきましては、各委員がおっしゃられましたとおり、以前の請願の中で、一時預かり機能の強化をしてほしいということがありました。これが一つ、それに資するものであると理解をいたします。

しっかりとやっていただきたいというところと、令和8年度以降、様々な園で実施をするということで、しっかりとやっていただき、市民にとって望ましいサービス提供になるように、市としてもやっていただければと思いますので、要望とさせていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時44分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○水谷毅委員長 休憩前に引き続き再開します。

議案第67号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 議案第67号ですが、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合についてお聞きします。

現状、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の利用児童数を、合わせて教えていただけますでしょうか。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 令和7年4月1日現在になりますけれども、鳥飼学童保育室の入室児童数が39人、鳥飼東学童保育室の入室児童数が28人となっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。

統合されるに当たりまして、新4年生であったり、来年度学童に行かない子もいると思いますが、鳥飼学童保育室でこの合計数が学童保育を利用するということで理解しております。

現状の鳥飼東小学校の委託業者はいると思うんですけども、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の業者それぞれについて、また入札にかけるのかどうなのか、教えていただけますか。入札というか、どういう委託状況で業者を決められるのか、答弁をお願いします。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 両校の学童保育室運営業務につきましては、令和2年度から民間委託しているところでございます。

当初から、鳥飼学童保育室につきましては、社会福祉法人摂津会、鳥飼東学童保育室につきましては、社会福祉法人桃林会に運営を担っていただいているところでございます。最初の委託期間が令和2年度から令和4年度で、2度目が令和5年度から令和7年度で、ちょうど2度目の期間が今年度終了します。現在プロポーザル方式で業者選定することに向けて、業者募集をしておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。

人数が増えると想定されますので、鳥飼小学校での学童環境が心配だと思ってお聞きしました。

3回目の質問です。

鳥飼東小学校との統合に当たって、鳥飼東小学校校区の児童たちは、スクールバスで登校されると思います。

学童保育終了後、児童の下校対応等を教えていただければと思います。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 鳥飼学童保育室を利用される児童の下校時の対応でございます。上下校の通学バスの運行につきまして、現在、教育政策課で調整を進めております。学童保育室につきましても、それと同様に考えておりまして、学童保育室を利用されるお子様が一斉下校するタイミングで、学童保育便として、1便の運行を予定しております。

時間につきましては、現在、保護者会と協議を重ねているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 答弁ありがとうございます。

鳥飼東小学校の子たちがバスで帰るにしても、時間が遅くなってしまう子もいると思います。冬であったり、日が暮れるのが早い時期など、危ない時間帯等があると思いますので、子供たちの安全第一に運営をしていただければと要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

谷口委員。

○谷口治子委員 1点だけ質問させていただきます。

先ほどの宇都宮委員と少しかぶるのでですが、もともと鳥飼東小学校に通っていた子供たちで、学校までの実際の距離が1.5キロメートル以内の子はバスに乗らないというお話でしたが、夏休み、冬休みなどの長期の休みのときに学童を利用するときはバスに乗れるのでしょうか。

また、鳥飼東小学校に通わせていらっしゃいました保護者の方との連携や、事前の説明会などは予定されているのでしょうか。その点を教えてください。お願いします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 まず、バスの件でございます。第3回定例会の一般質問の中でもお答えさせていただいたかと思いますが、鳥飼東学童保育室を利用される児童につきましては、皆さん通学バスを利用できるように調整をしております。それにつきましては、夏休み、冬休みなどの長期休業日、あと、土曜日の保育についても同様でございます。

それから、保護者対応のところでございます。令和8年度の入室募集を開始する前にということで、10月に鳥飼東小学校、それから鳥飼小学校それぞれ入室されている児童の保護者に向けて案内を送りまして、説明会を実施したところでございます。

その内容につきまして、改善できるところにつきましては、改善をしておりますし、学童保育室に関わらない御質問、御要望等もございましたので、そちらにつきましては、担当課と情報共有しながら丁寧に対応しておるところでございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 2回目は、要望にさせていただきます。

統合により、不安な気持ちを抱えている児童はたくさんいらっしゃいます。子供たちが安心して学童で過ごせるよう、人員の配置、また保護者の方との連携を密に取っていただきますことを要望いたしまして、終わりにさせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 先ほどの宇都宮委員の御質問で、今回、令和8年度に向けてプロポーザルされるということです。統合というところで、全然知らない指導員ばかりになるのは不安なので、その点の配慮はどうなっているのか、お聞かせください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 公募で募集しておりますので、鳥飼東学童保育室に限らず、鳥飼学童保育室の児童についても、新たな指導員となるということは想定されます。

そのため、決定する委託事業者につきましては、業務仕様書の中で、1月から3月の間、3か月のうちの30日間以上の日数をかけて、引き継ぎ期間を設けることと定めております。

その中で、新たな運営事業者の指導員となることを予定している方には、実際の保育現場に、それぞれ入って、子供たちとできるだけ触れ合ってもらい、保護者や児童の不安軽減に努めるように考えております。

4月以降に新たになるであろう指導員と児童が早期になれ親しむことで、不安が解消し、新しい環境にスムーズに入ってい

けたり、学童保育室を安心して利用できるよう、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、我々も新たに運営いただく事業者に対して、しっかりとサポートを行いまして、円滑に事業が継承されるように努めてまいりたいと考えております。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 御答弁ありがとうございます。

引き継ぎ期間が思ったより丁寧に、30日入っていただくと具体的な日数もお聞きしました。本来は、そのままのほうが望ましいんですけども、引き継ぎをしっかりしていただけるということですので、新入学児は、ある程度しようがない部分もありますので、引き継ぎ利用されるお子さんに対しては、しっかりと引き継ぎをよろしくお願ひいたします。

○水谷毅委員長 これはお願ひなのですが、今回条例改正の件で、かなり幅広く答えていただいたんですけども、今日の質問が、保護者の皆さんの関心事であると思います。所管がまたがっていますので、教育長を中心に、しっかりと不備がないように、対応をお願いしたいと思います。

以上です。

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第69号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、1点質問させていただきます。

摂津宥和会が指定管理者になるとありますが、そのほかに応募がありましたでしょうか。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 業者選定につきましては、プロポーザル方式を導入いたしまして、募集を行いました。

応募につきましては、候補者である摂津宥和会を含めて、社会福祉法人2者、それから、株式会社1者、合計3者の応募がございました。

以上です。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。

私も新人研修で摂津宥和会が管理されている施設へ幾つか見学に行かせていただきました。児童センターということですので、多感な時期の子もいると思います。ノウハウをしっかりと培っている摂津宥和会やったら、お任せしても本当に安心だと思っております。

今後もしっかり子供たちのために、管理運営していただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

香川委員。

○香川良平委員 業者選定に係る資料を、いただきたいと思うんです。何者入っていて、どういう点数のつけ方をしているのかというのが気になる部分なんで、お願いでできますか。

○水谷毅委員長 暫時休憩します。

(午後1時13分 休憩)

(午後1時15分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

資料請求ではなく、答弁でお願いします。

飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 選定結果につきましては、本市のホームページにおきまして、公表できる範囲にはなりますけれ

ども、掲載をさせていただいておりますので、御参考いただきたく思います。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 承知いたしました。大丈夫です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 公募した結果、第1児童センターと同じ委託先になったということです。けん玉大会とか、いろいろ工夫されている点で、評価はできるんですけども、今回は、中高生も利用できるスペースになるということです。そういうところに長けているほかの事業者にするメリット、デメリットと、第1児童センターと第2児童センターが同じ事業者になるメリット、デメリットが、もし把握している範囲でお答えいただけるようだったら、お願いします。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 今回提案いただくに当たりまして、本市からは、管理運営の基本方針ということで5項目を定めて、募集をかけさせてもらいました。

その中で、中高生が集まる児童センターというところで、一つの項目を立てて、それぞれの事業者からいろんな提案をいただいたところでございます。

個人の感想になるかも分かりませんけれども、その中でも摂津宥和会から御提案いただいた内容というのは、非常に具体的で、実現可能性が高いものだったと感じおりまして、今後の運営に期待ができると思っております。

それと連携の部分につきましても、結果として摂津宥和会に決まりましたので、第1児童センターと第2児童センターが同じ運営事業者になります。これも提案の中

であったんですけども、今、第1児童センターでされている卓球クラブであるとか、リコーダークラブというものをやっていきたいという御提案がございました。

そういう点で申し上げますと、クラブ同士の対抗戦ですとか、合同演奏会といったこともできるかと思っております。けん玉につきましても同様ですけれども、そういった競い合う部分であるとか、協力し合う部分というところでは、いろんな展開が、別々の運営事業者になるよりも、より密に図れるのではないかと考えております。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 答弁ありがとうございます。

今、知り合いの奈良県内の市議会議員が、急に部活動が地域移行になって、すごく大変な思いをされてるというのを見聞きしております。今、答弁いただいた中に、卓球クラブであるとか、合同演奏会であるとか、そういった学業と別のプラスアルファの部分で、いろいろ御尽力いただけるということで、中学校の部活動の地域移行に関しても、何か期待できる部分もあるのかということを感じました。そういうことも視野に入れつつ、地域に開かれたよりよい児童センターをつくっていただけるよう要望して、私の質問を終わります。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時19分 休憩)

(午後1時20分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第70号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質

疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、参考資料の中で、単価の見積合せ状況として、結構な金額差があります。この額の差というのは、一体何なのかをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 参考資料に記載しております見積りについては、業者が出してきたもので、その額がなぜかという詳細は業者に聞いてみないと分からないというところが回答ではございます。しかしながら、i Pad本体を再度使用するのか、部品として再使用するのか、また、解体して部品のみをレアメタル等の資源として再資源化するのか等、業者の方針により、見積り額の差があると推測されます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 2回目です。i Padは、一括して業者に売り渡すという形ですが、所有権は残債がある形で、2年間ぐらいのリースの後、一括精算なのか、そもそも最初から所有権があって、市として購入したものなのかをお聞かせください。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 1人1台端末は、令和2年度に導入をいたしました。5年間リース契約し、契約終了時は、市に無償譲渡するという契約内容でした。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 所有権は、市にあって、その後売却すると理解いたしました。

5年後も、もしかしたら、また同じように売却になるかと思います。

しかしながら、今ICT教育の中で、子

供たちがSNSであったり、学校でお借りしている端末で、家でのインターネット、SNSなどに依存的なところも見受けられると思っております。うちの娘もそうなんですけれども、勉強のときだけ使うという仕方も、教育の中でしっかりとやっていただけていると思います。今後もデジタルの部分で子供たちが、しっかりと学べる環境づくりをしていただきて、私の要望とさせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 1点質問させていただきます。

今回の業者なんですけど、どのように選ばれたのか。お聞かせください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 業者選定に当たっては、同端末の再使用、再資源化に対応できる使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法に基づきまして、経済産業省及び環境省が指定しております小型リサイクル法認定事業者は大阪府内に9者ございます。

その9者の中から、複数見積りを徴取し、価格競争を確保した上で、随意契約をするという流れでございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 2回目です。

今回、辞退の会社がすごく目立っているんですけども、辞退された理由など分かっていらっしゃったら教えてください。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 辞退理由までは分からんんですけども、仕様書の中に、ただ売却するだけではなく、きちんとデータ

消去をしてもらう必要があることを示しています。また、データ消去にも様々な条件をつけており、それがきっとできているか、台数もかなりありますので、それも鑑みて、業者が辞退の御判断をされたのかと推測はできます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 最後、要望にさせていただきますが、今後もリサイクルに出せるものは出していただきまして、物を大切にする活動を続けていただきたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

西谷委員。

○西谷知美委員 私からも1点質問です。今、データの消去という部分があつたんですけども、もう少しその内容について詳しくお聞かせいただければと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 データ消去といいますと、まず、端末内のデータを、絶対に復元できない方法で消す技術を持っているかどうか、データ消去方式といいますが、まず、それが一つです。

二つ目に、どの端末を、いつどの方法で誰が消したか、きちんと証明書を出してくれるかどうかです。きちんとデータを消去された後に、データ消去しましたという証明書を、教育委員会に送っていただく手続をしてもらいます。

三つ目として、端末の回収からデータ消去、最終法的な処分まで、どこで誰がどう扱ったのかを、きちんと業者で記録に残していただきて、何かあったときに追いかげられるような仕組みがあるかどうか、追跡可能性といいますが、そういったことを仕様書には明記しております。

引渡しから消去完了までの追跡可能なプロセスを、確実に担保できることが、データ消去の詳細でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 詳細ありがとうございます。

端末を使った小・中学生のお子さんたちが特定できるようなデータが流出しないよう、対応いただけるということで安心いたしました。引き続き、リサイクルに関しては、しっかりとトラブルにならないような対応を要望して質問を終わります。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。  
松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、1点質問させていただきます。

参考資料の中で、数量は6,773台ということです。当初は6,800台で、27台の不足があるということですけども、この27台はどのような内訳ですか。どのような形で欠損となっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 今、委員がおっしゃったように、当初リース契約は6,800台で、今回売却の対象は6,773台でございます。

その差については、一部は府内でネットワークにつながらない状況で、再利用し、残りは、売却さえもできないような破損等の状況もございますので、適切に処分するという流れでございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 状況については、理解をいたしました。

今回はiPad第7世代の破棄ということで、今はiPad第11世代といふこ

とです。お聞きすると、当初この第7世代が四、五万円だったのが、第11世代は10万円近くするということで、非常に高価なものになっております。物が高価になればなるほど、紛失とかの懸念が生じます。そういうたところの管理もますますしっかりとしていただきたい。

また、これを見ていると、どうしても一度壊れてしまうと、企業にとって本当に有利な形になってしまっているが、どうしても更新をしていかないといけない。

しかしながら、高性能になればなるほどに、費用もどんどん膨らんで、企業側がどんどん強くなっていく。言い値で買ってしまう懸念があるとお伝えしたいと思います。

いずれにしましても適正利用、そして、こういった形で、市税で購入した費用を、しっかりと売却して、少しでも有効活用しようということについては、高く評価したいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時32分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第60号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第67号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第69号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第70号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後1時34分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

本委員会における所管事項に関する事務調査について協議します。

令和8年度の行政視察につきましては、令和8年5月中の実施を予定しております。

視察を実施するに当たっては、相手市との調整等で一定の時間を要することから、本日は、視察項目のみ協議決定し、3月の本委員会までに、事務局で視察先を調整してもらいたいと考えております。調整ができましたら、3月の本委員会で視察先等を決定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、視察項目について協議をさせていただきます。

暫時休憩します。

(午後1時36分 休憩)

(午後1時45分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

それでは、視察項目につきましては、「部活動の地域展開について」及び「小学校における通知表（の廃止）について」を中心に、事務局と相談して考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○水谷毅委員長 それでは、そのように決定します。

これで本委員会を閉会します。

(午後1時46分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項  
の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 豪

文教上下水道常任委員 香川 良平